

# 『神明鏡』所引の平治・承久の乱記事について

佐々木 紀一

室町時代前期の坂東成立と推定される年代記『神明鏡』は、前九年の役から、南北朝の合戦迄を、『源威集』と同じくする未知の典拠<sup>1</sup>、『保元物語<sup>2</sup>』・『平家物語<sup>3</sup>』・『太平記<sup>4</sup>』等、主に軍記物語の引用より成立させてゐる。その中で平治の乱・承久の乱の記事は比較的短く、目下現存『平治物語<sup>5</sup>』・『承久記<sup>6</sup>』の現存諸本との本文の一一致を認められない。しかし一方でその表現・構成の近似から、未知の伝本を利用した可能性も当然考慮されるのである。此處では物語諸本の外にも、古記録・歴史物語と比較し、その表現の特徴から、特に『神明鏡』所引の承久記関係記事の典拠を推定したい。『神明鏡』本文は浄明寺本に基き、上巻に含まれる平治の乱の記事は、岩瀬文庫本・彰考館本、下巻に含まれる承久の乱の記事は、永禄七年本・彰考館本を以つて対校する。その方針は拙稿を参照のこと。

## 一、平治の乱記事について

(1) 平治元年大貳清盛熊野参詣有ケ「リ」、其間右衛門督信頼<sup>2</sup>「被語下野守義朝同心シテ、清盛<sup>ヲ</sup><sub>3</sub>「懺」シテ天下我任管領セントス、依之、大軍<sup>ヲ</sup>起<sup>ス</sup>、清盛下向仍り、源平ノ鬪ナル、義朝ハ嫡子悪源太義平已下、子共一家悉同心<sup>ス</sup>、清盛モ一家ノ外、是モ数千騎ニテ<sup>4</sup>「於都<sup>ニ</sup>」及合

戰」、  
「校異」 1彰—「ル」、2岩・彰—「ニ」、3岩—「滅」・彰—「憾」、4岩—「於<sup>レ</sup>都」、彰—「於都」

当該個所は平治の乱の勃発から、合戦迄を略述した個所で、特に特定伝本との本文の一一致を指摘出来ない。

(2) 義朝打負<sup>1</sup>「テ」シカハ、義平謀<sub>テ</sub>虜ト成リス、清盛重盛<sup>カ</sup>一人ニモ近付<sup>2</sup>「ハ」取押<sub>テ</sub>首ヲネチ切<sub>テ</sub>捨<sub>テ</sub>スル者ヲト挿<sup>ミ</sup>心中ニケル色ヤ見タリケン、<sup>3</sup>「刑」人ヲ不近<sup>ト</sup>モ、妹尾兼康申付被誅ケリ

「校異」 1岩・彰—なし、2岩—なし、3彰—「形」

①義平が捕虜となつたのは、平家の要人を討つ為の計略であり、②平家側もそれを気取つて対面せず、③斬手は妹尾兼康とする。しかし現存諸本によれば、①義平は平家を狙つて六波羅近辺を徘徊したとはするが、

悪源太ハ近江国石山寺の傍に重病にをかされ居たりけるを、難波三郎経房聞及て、病席へ押寄て、生捕（九条家本）

とある様に、偽つて捕縛されたとは作らない。②清盛が義平に對面して問答してゐる本がある一方（金刀比羅本）、郎等伊藤景綱に問はせるが、警戒の様子は記されない（九条家本）。③斬手は諸本難波三郎経房で、後に雷となつた義平の為に蹴殺されるとして、大幅に異なつてゐる

る（『保暦問記』には義平に言及なし）。

(3) 義朝々長<sub>ハ</sub><sub>ヲ</sub>都<sub>ヲ</sub>落<sub>テ</sub>美濃國<sub>一「ツカバカ」ノ</sub>宿<sub>ノ</sub>長者ノ<sub>2</sub>「許」ニ御座<sub>3「アツ」</sub>テ御自害有<sub>4「リ」</sub>

〔校異〕 1 岩—なし、彰—「アウ」、2 底本上欄に「許歟」と記す。

岩・彰—「許」、3 岩・彰—なし、4 岩—なし  
諸本、義朝は尾張の内海で郎等の長田忠致に殺害されるとするが、自害を次男朝長の事と解すれば、諸本と一致する。

(4) 三男頼朝ハ虜<sub>テ</sub>可被誅<sub>1「也」</sub>シラ、池ノ大納<sub>2「言」</sub>母公申請テ、伊豆国北条<sub>3「蛭」</sub>カ小嶋<sub>4「ヘ」</sub>被流<sub>ケリ</sub>

〔校異〕 1 岩・彰—なし、2 岩—「ノ」、3 底本上欄に「蛭」と記す。  
岩—「蛭」、彰—「蛭」、4 彰—「ニ」

諸本趣旨が一致する。

以上からすると、『神明鏡』所引の平治の乱記事は、源氏の敗北を中心で、簡略な梗概である事が明らかである。『平治物語』にある、合戦の原因の信西・信頼の葛藤、又常盤の辛苦が描かれない。又(2)の義平刑死の経緯も大幅に異なる。これを『平治物語』以外の文献と比較するに、

義朝長子義平〔号惡源太、生年廿歳〕、被誅訖〔帝王編年記〕永曆元年正月十九日<sup>(8)</sup>条

と、刑死の事実を伝へるのみで、その仔細は記されない。文学作品によれば、

あく源太をハほつこくのせいをくせよとて、ゑちせんへ下す、それもかなハさるにや、あふみの国石山寺にこもりけるを、へいけき、つけ、せのを・なんはの二らうをさしつかへしていけどりに

して、都へのぼり、六条かハらにきられけり（『判官物語<sup>(9)</sup>』）とあつて、部分的に「妹尾」の登場が一致するだけである。管見では、能『惡源太<sup>(10)</sup>』が、

義平心に思ふやう、く、打ちやぶつて落ちん事は易き間の事なれども、心といけどられて都にのぼらば、重盛に對面せんずらん、さもあらば縄引き切つて、重盛が首ねぢ切つて、思ふ本望遂ぐべきものと、

とあつて、義平の謀計が描かれる点が一致するのみである。確かな事は『神明鏡』が『平治物語』を利用しなかつた事に留まるのだが、不本意な捕縛の説明として、『神明鏡』・『惡源太』との着想が同じであつた可能性が考へられよう。『神明鏡』が『源威抄』と典拠を同じくする事からすれば、平治の乱を略述した未見の典拠が存在する可能性も否定出来ないのであるが、『神明鏡』の作者は典拠なしに、平治の乱を略述した為に、記事全文が短く、『平治物語』と大幅に異なる記事を書き留める事になつたものと推定したい。

## 二、承久の乱記事について

淨妙寺本は、永禄七年本に比較するに、脱字が幾らか見られる様だ。

(1) 此帝、白<sub>1「柏」</sub>子亀菊御前<sub>2「最愛有<sub>a</sub>テ、<sub>a</sub>和州椋橋庄<sub>ヲ</sub>給ケルヲ、</sub>

北条權<sub>2「大」</sub>夫義時申ケルハ、平家追伐ノ時、依<sub>ニ</sub>勲功<sub>3「日」</sub>賞<sub>4「</sub>

領主<sub>ニ</sub>拜領<sub>由<sub>ヲ</sub>支申、<sub>c</sub>依之、<sub>b</sub>背<sub>ニ</sub>覬慮<sub>ニ</sub>、<sub>c</sub>可有御対治<sub>由、内々御評</sub></sub>

定有、

〔校異〕 1 彰—「柏」、2 彰—「太」、3 諸本—「ノ」、4 水—「」（返

り点)」、

【慈】其由來ヲ尋ヌレハ、佐目牛西洞院ニ住ケル龜菊ト云、舞女ノ故

トソ承ル、彼人寵愛双ナキ余、父ヲハ刑部丞ニソナサレケル、俸禄不  
余思食テ、摂津國長江庄三百余町ヲハ、丸カ一期ノ間ハ龜菊ニ充行ハ  
ル、トソ、院宣下サレケル、（中略）義時、院宣ヲ開テ申サレケルハ、

（中略）長江庄ハ故右大将ヨリモ義時カ御恩ヲ蒙始ニ給テ候所ナレハ、  
居乍頸ヲ被召トモ、努力叶候マシトテ、院宣ヲ三度マテコソ背ケレ、

【前】又其比、京ニ龜菊と云、白拍子あり、院御志不レ浅して、摂津國  
倉橋ノ庄と云所をぞ給りける、彼所ハ関東の地頭あり、ともすれば、  
つゞミうち共を散々ニしける間、院に訴申けれハ、地頭を可ニ改易ニよ  
し、院宣をなさる、義時御請ニ、彼庄の地頭ハ右大将の御時、平家追  
討の恩賞也、命ニかハリ功をつみて給ハりたる所也、義時が私のハか  
らひニあらずと申けれバ（【兵】大略同）

【古】摂津ノ国長江・倉橋ノ両庄ハ、院中ニ近ク被召仕ケル白拍子  
龜菊ニタビタリケルヲ、其ノ領ノ地頭、領家ヲ勿緒シケレバ、龜菊憤り、  
可ニ改易ニ由被仰下一ヶレバ、権大夫申シケルハ、地頭職ノ事ハ上古ハ  
無リシヲ、故右大將平家追討ノケンシヤウニ、日本國ノ惣地頭ニ被レ  
補セ、（中略）加様ノ勲功ニ隨ヒテ分カチタビタラン者ヲ、サセル罪ダ  
ニナクシテハ、義時ガ計ラヒトシテ可ニ改易ニス様ナシ

c以下は略述個所と見なされるから、比較は、争点のa庄名と、そ  
の地頭がb義時であるか否かによつてなされる。aは前田本、bは慈  
光寺本が『神明鏡』に同じである。『東鏡』の政子の演説中に、  
武家背天氣之起、依舞女龜菊申状、可停止摂津國長江・倉橋両庄  
地頭職之由、二箇度被下宣旨之処、右京兆不諾申、是幕下將軍時

募勳功賞、定補之輩、無指雜怠而難改由申之、仍逆鱗甚故也云々

（五月十九日条）

とあるが、同様庄名が二つである事は『神明鏡』に異なるし、両庄の  
地頭が義時であると明記されてゐない（承久元年三月九日条）。

（2）幾内<sup>1</sup>「口」勢<sup>2</sup>召<sup>3</sup>ル、此時ノ六波羅<sup>ハ</sup>伊賀光季ト少<sup>2</sup>「補」ノ入道親  
広也、六波羅<sup>ヲ</sup>召<sup>3</sup>ケルニ、親広院參ス、光季ハ度々召<sup>ケレ共</sup>不參  
（校異）1永・彰一「ノ」、2永一「輔」、3永一「レ」

【慈】先義時カ縁者檢非違使伊賀太郎判官光季ヲ可討由ヲ、宣旨ソノ  
ケル、（中略）十五日ノ朝ニ成ケレハ、能登守季康ハ院宣ニテ、伊賀判  
官ヲ三度マテコソ召タリケレ、光季ハ心ニサトリ、怪シト思テ、左右  
ナクモ不參

【前】承久三年五月十四日、在京の武士、畿内の兵共、高陽院殿ニめ  
さる、（中略）親広入道ハ百余騎にて馳参す、（中略）其後、光季を被  
レ召、（中略）御使一時のうちに重てをそとめされけれども、（中略）  
いづかたへも仰をかうぶり直ニ向べく候、御所ヘハ参まじきよしを申  
けれバ（【兵】大略同）

【古】近国ノ兵共ヲ被レ召ケリ、山和・山城・近江・丹波・美濃・尾  
張・伊賀・伊勢・摂津ノ国・河内・和泉・紀伊・丹後・但馬十四箇国、  
是等兵參リケリ、（中略）少輔ノ入道ノ許ヘ御使ヲ被レ遣ハサ、即チ五十  
騎計リノ勢ヲ相具シテ參ケルガ、（中略）伊賀ノ判官メセトテ、被レ召  
タレバ、（中略）參ルマジキニテ候トゾ申ケル、押シ返シ、別ノ儀ニ非  
ズ、直ニ可レキ被レ仰下旨アリ、急キ参レト被レ仰ケレバ、子細ヲ承ツテ  
一方ヘモ罷向ハン、御所ヘハ無レク左右參リガタフ候ト申セバ  
『東鏡』大夫尉光季去十五日飛脚下着関東、申云、此間、院中被召聚

官軍、仍前民部少輔親広入道昨日応勅喚、光季依聞右幕下〔公経〕告、申障之間、有可蒙勅勘勧之形勢云々（五月十九日条）

特に三本に、両人が六波羅探題であつたと言及する本はない。ただ光季と親広の対照的な行動に言及のあるのは、前田本と古活字本、史書で言へば『東鏡』・『保暦間記』である。又官軍召集を畿内と限定するものは前田本である。慈光寺は詳細な交名を持つが、古活字本同様、畿内以外の国をも挙げる。

（3）①承久三年五月十五日<sup>ニ</sup>、幾内ノ勢<sup>ヲ</sup>以、六波羅<sup>ヲ</sup>被責ヘキ也、光季嫡子<sup>一</sup>「寿王丸トテ十三<sup>ニ</sup>」「成ケルヲ、父汝<sup>ハ</sup>落<sup>テ</sup>鎌倉ヘ可下、我可打死<sup>一</sup>ト申ケレハ、<sup>3</sup>」「武士ノ家<sup>ニ</sup>生、十二余、親打死<sup>ヲ</sup>見捨<sup>テ</sup>、落<sup>5</sup>」「ト」云事ヤ可<sup>6</sup>「候」、家ノ恥辱也、御自害<sup>7</sup>「候ハ、」、死出山三途ノ川ノ御共ヲモ可仕<sup>一</sup>候、ト申ケ<sup>8</sup>「ル」ハ、<sup>9</sup>「光季泪<sup>ニ</sup>咽<sup>10</sup>」<sup>ハ</sup>、菟角物不申<sup>一</sup>校異<sup>一</sup>、1永<sup>・</sup>彰<sup>一</sup>「ニ」、2永<sup>・</sup>「ニ」、3永<sup>・</sup>「寿王申ケルハ」、4永<sup>・</sup>「ステ」、5彰<sup>一</sup>「テ」、6彰<sup>一</sup>「有」、7彰<sup>一</sup>「有」、8彰<sup>一</sup>「レ」、9永<sup>・</sup>「光」、10永<sup>・</sup>「テ」、彰<sup>一</sup>なし

## 【慈】なし

【前】判官の子、寿王<sup>冠者<sup>a</sup></sup>「」とて、十四歳<sup>ニ</sup>なる有けり、判官、汝ハ有とも、師すべき身にもあらず、鎌倉へ下り、光季が形見にもみえ奉れ、おさなき程ハ千葉介の姉のもとにて育てと云けれハ、寿王申けるハ、弓矢とる者の子となりて、親のうたる、を見すて、、逃る者や候、又千葉介もおやを見すて、逃るものを養育し候べきや、唯御供仕候べしと云けれハ、さらハ寿王<sup>ニ</sup>物具させよと云けれハ（【兵】大略同、a「光綱」）

【古】判官、嫡子寿王冠者トテ、今年十四ナリケル、元服シテ光綱

トゾ申ケル、判官是ヲ招テ、汝今年十四、程ヨリモイトゲナシ、軍ニ逢事モ如何有ンズラン、幼キニマギレテ案内者ノ冠者原七八人相具シテ、落<sup>チ</sup>ヨカシ、（中略）イトケナカラソ程ハ千葉ノアネガ許ニアルベシ、ヲサナクテハ出仕ナセソ、十七八、廿二モナリテ、人ノ重代、我ガ古ヘヲ思ヒ知ル程ニテ、出仕モセヨ、ハヤ<sup>ヘ</sup>落<sup>チ</sup>ヨト申セバ、寿王、袖<sup>ヲ</sup>刷<sup>カビシロ</sup>ハ、ウチ退ヒテ、父ガ顔ヲ見アゲテ申ケルハ、サン候、弓矢取者ノ子共ノ十四五計リニ成ンズルガ、敵ニアヒ、親ノウタレ候ハンズ

ル所ニテ不<sup>レ</sup>死ナシテ落<sup>テ</sup>候ハ<sup>ハ</sup>、幼稚ナレバトテ、ヨモハユルシ候ハジ、親ヲ捨テニゲタル不覺人トテ、朝夕人ニ被<sup>レ</sup>見候ヘキ、ハヅカシク覚ヘ候、千葉ノ介モシタシクハ候ヘ共、弓矢取<sup>ル</sup>者ニテ候ヘバ、定メテ未練ニ被<sup>レ</sup>思<sup>ハ</sup>候ベキ、只御トモニコソ如何ニモナラント存候ヘトゾ申ケル、（母との別離の回想）ト申テ、涙ヲハラ<sup>ヘ</sup>トヲトシケレバ、判官、寿王ガ顔ヲツツク<sup>ヘ</sup>ト守リ、涙ヲナガシテ、イシク云<sup>フ</sup>タリ、汝ヲサナケレバ、落<sup>チ</sup>テ命ヲモタスカリ、光季ガ跡ヲモ繼<sup>キ</sup>、世ニモアレトテコソ、落<sup>ヨ</sup>トハイエ共、トモセント云フ上ハ、其レコソ願フ所ニテアレ、サラバ治部次郎、アノ寿王ニ物具セサセヨト云<sup>ヒ</sup>ケレバ『東鏡』同日、大夫尉惟信・山城守広綱・廷尉胤義・高重等、奉勅定、引率八百余騎官軍、襲光季高辻京極家合戦、締火急而、光季并息男寿王冠者光綱自害、放火宿廬、南風烈吹、余烟延至数十町〔姉小路東洞院〕（五月二十一日条）

『賀茂旧記』同五月十五日、かやゐん殿にうち・新ゐん・中ゐん・土御門の宮・六条の宮、この外のこみやたちもみなあつまらせ給、右大将きんづねむまばどのにめしこめらる、伊賀の判官光季つたる、賀茂よ七太夫秀平にしをもてに候によりて、あぶらのこうぢをもてのきた

の門に有<sup>(12)</sup>

『皇帝紀抄』十五日、自院被遣官兵、追討大夫尉光季、是陸奥守平義時朝臣、背君命乱天下之間、依縁者也、光季高辻住宅放火之間、餘炎及數町（『群書類從』）

詞章が一致しないが、寿王丸が、自らの年齢を云ひ、光季の退去の勧めを退ける点、光季がそれを聞き、落涙する点は、古活字本に共通する。さうして何より、此处で親子の恩愛と武士の面目を目に見る様に描く点、事実を簡潔に記す『東鏡』や年代記と決定的に異なつてゐる。

②去ル程ニ大勢押寄テ、時ヲ作、寿王ハ紫裙濃甲ニ、二尺三寸ノ太刀ヲ

「ハキ」、十二差タル染羽ノ矢負、重藤小弓持テ、面ノ矢倉ニ走上リ、打手<sup>2</sup>ニ大将ヲハ<sup>3</sup>「誰ゾ人」承<sup>4</sup>「玉」ヲハヤ、矢一ツ進ント高声ニ呼リケル

一校異 1彰——「帶」、2永——「ノ」、3永・彰——「誰人ゾ」、4彰——なし

【慈】判官宣玉ハク、寿王トクノ物具セヨト有ケレハ、生年十四ニ成力、軍装束ヲソシケル、小連錢ノ小袖ニ、地白帷、黃ナル大口、崩黃色威ノ腹卷、錦革ノ小手ヲ差テ、七寸五分ノ腹卷透ヲ差シ、十六サシタル染羽ノ胡簾カキタテ、重藤ノ弓ノ本削ウラハスシメテ、紅ノ扇開キ持、内柱ヲ木楯ニシテ敵ヲ待懸タリ

【前】萌黄の小腹卷ニ小弓・小征矢を負て、出た、せたり（【兵】大略同）

【古】ヤガテチヤウケンノ直垂、小袴ニ萌黄ニホヒノ小腹卷ニ、十五サシタルソメ羽ノ矢、シゲ藤ノ弓ヲゾモタセタル

寿王丸の軍装束の描写を持つのも、記録や歴史物語と云ふよりは、

軍記に共通してゐる。但し染羽の矢・重藤の弓が一致するもの、（慈光寺本・古活字本）、寿王が矢倉に昇り、先づ寄せ手に名乗る点等、現存諸本と餘りにも表現に差がある。

③爰ニ佐々木ノ山城守ト云<sup>1</sup>「」、兼舅聟<sup>2</sup>約束有シカ、依勅命ニ一方ノ大將タリ、寿王躰<sup>2</sup>「冷<sup>3</sup>シウ見ケレハ」、山城守是<sup>3</sup>「有、矢一ト云ケレハ、恐ニハ候ヘ共ト云ナカラ、中差取打番<sup>4</sup>能引<sup>5</sup>放ツ、山城守カ射向ノ袖ニ射留タリ、非勅命ニ、係<sup>5</sup>「憂目ヲハ、心<sup>6</sup>「懶」泪ニ咽ケリ

一校異 1永——「人有」、2永——マ、表記なし、彰——「令<sup>7</sup>見」、3永・彰——「ニ」、4永——「ツカツテ」、彰——なし、5彰——「ル」、6永——「請」、彰——「静」

【慈】山城守広綱片手弓ハケテ進寄テ申ケルハ、昨日マテハ互ノ雜事ノ中ナレトモ、時世ニ隨フ事ナレハ、宣旨ヲ蒙テ和殿打ニ寄タル也、

判官次郎ハ広綱ニハ烏帽子子ナカラ聟ソカシ、互ノ手次、今日ニテ有ト宣玉ヘハ、（中略）寿王トクノ立出テ、舅ノ山城守ノ見參セヨトソ云レケル、寿王、父ノ命ニ隨テ十六差タル染羽ノ矢カキ負、大庭ニコソ歩下ケレ、アレハ山城殿ノヲハスルカ、光綱ヲハ誰トカ御覽スル、伊賀判官カ次男、判官次郎光綱トハ我事也、生年十四ニ罷成、元服ノ時、給ハリタリシ矢奉返トテ、思フ矢束飽マテ引テ放タレハ、舅ノ山城守ノ鎧ノ袖ニ笠中マテコソ射立タレ、山城守是ヲ見テ、門外ニ引帰リ、是ヲ見玉ヘ殿原、十四ニ成判官次郎カ射タル弓勢ノハシタナサヨリテ、折懸タリ

【前】弥太郎判官高重とて、門ノ内へおめいてかく、寿王冠者カ烏帽子おやにておハシ候ヘバ、恐ハ候ヘども、矢一進セ候ハんとて、放矢ニ高重が射向の袖にうらか、せけり、高重引返す（【兵】大略同）

【古】爰ニ佐々木ノ弥太郎判官高重トテ寄タリ、寿王縁ニ立チ出テ申シケルハ、人ハイクラモ寄サセ給候ヘ共、見知ラネバハツカシクテ、物モ不レ被レ申、弥太郎判官殿ト承ハル程ニ、寿王コソ是ニ候ヘ、兼テハ子ニセン、親ニ成ント御約束ノ候シ、ヨモ御忘レ候ハジ、是モ忘レ進ラセズ、給ツテ候シ矢ヲコソ未タ持テ候ヘ、恐レ候ヘ共、親ノ只今打死仕

リ候、最後ノ供ヲ仕リ候時、進ラセント存ズルトテ、能<sup>ヨツ</sup>引テ放シケレバ、戎ノツルハシリノ三ノ板ニテ射ハシラカシタル、十三三ノ小冠者ナレバ、志ノユク程ハ引テ放トイヘトモ、サスガ裏カクマテハナカリケリ、弥太郎判官是ヲ見テ、ハゲタル矢ヲ差弛シテ引退ク、人々は御覽候ヘヤ、寿王ニ被レ射テ候ゾ、現ニ子ニセン、親ニ成ント約束シテ、シタシカラン為ニ烏帽子キセ、聟ニ取ン迄、約諾仕<sup>タリ</sup>シゾカシ、云ヒツル言葉ノヲトナシサ、心ノ中ノハツカシサヨ、地体ハ王土ニ栖身程悲シカリケル物アラジトテ、涙ヲ流シ、其ノ日ハ軍モゼザリケリ、見人ナサケ有ケリト感ジツ、皆涙ヲゾ流シケル

寿王の矢を受けた人物を佐々木山城守広綱とし、婿・舅の約束で一致するのは慈光寺本だが、細部が大幅に異なる。古活字本は、婿・舅の約束、奉公と私情の板挟みを佐々木が述懐する点で共通するが、同様、相違点が多い。前田本は尤も遠い。

④「是」ヲ始トシテ大勢乱入<sup>2</sup>「□」戦、内ヨリ<sup>3</sup>「」政所太郎・贊田右近・左近<sup>4</sup>切<sup>テ</sup>出<sup>テ</sup>、火<sup>5</sup>「出<sup>6</sup>シ」<sup>7</sup>テ戦ケル、

一校異「1彰」「見」とし、「是」と傍書、2永「<sup>テ</sup>責」、彰「<sup>テ</sup>責」、3永・彰「ハ」、4彰「切<sup>テ</sup>出戰」とし、火以下の本文なし、5永「ヲ」6永「なし」

【慈】「仁江田三郎父子三騎」・「政所太郎」

【前】「新枝三郎」・「新枝右近」・「政所太郎」

【古】「贊田三郎・同四郎・贊田右近」・「政所太郎」

贊田左近は見えないが、右近が一致するのは前田本と古活字本である。従者の名迄一致する事は、「神明鏡」が何らかの典拠に基づいて本記事を作成したと見て良い。

⑤サテ寿王<sup>1</sup>「矢倉<sup>ヨリ</sup>飛下、父ノ前ニ参、畏<sup>テ</sup>申ケルハ、早軍ハ是マテニテ候、御腹<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>ト召<sup>ル</sup>申ケルハ、光季ハ自<sup>2</sup>「<sup>3</sup>「元」思<sup>4</sup>「食」定タル事<sup>5</sup>「□」、腹十文字<sup>ニ</sup>搔破、寿王<sup>モ</sup>御<sup>6</sup>「共」申<sup>ント</sup>テ、父ノ死骸<sup>ニ</sup>打係<sup>7</sup>「テ」腹<sup>ヲ</sup>切<sup>ル</sup>、去間城内<sup>ニ</sup>有ツル者共モ、大略討死シケリ

一校異「1永」「ハ」、2永「リ」、3彰「无」、4永「なし」、5永「ナレハ」、彰「なし」、6彰「供」、7彰「リ」

【慈】判官モ痛手負、今ハ限ト思テ、出居ノ内ヘソ入ニケル、(中略)判官ハ寿王喚ヨセ云ハレケルハ、光季今ハ限ト思フ也、自害セヨト有ケリ、(中略)寿王冠者申ケルハ、自害ラエ仕候ハヌニ、父ノ御手ニカ自害エセスハ、是ヘ立ヨレ、遺言セント宣玉ヒケレハ、寿王冠者立寄ケサセ玉ヘト申ケレハ、判官宣玉ヒケルハ、命ヲ惜ミ、鎌倉ヘ落行ントソ云ハント思ツルニトテ、横サマニ懷キ、刀ヲ拔出シ、既ニサ、ントシケルカ、流ル、涙ニ目クレ、刀ノ立所更ニ見ヘサリケリ、乍去、三刀指テ、燃ル炎ノ中ニ投入テ念仏ヲ申、(中略)政所ノ太郎、手ヲ取チカヘテ、寿王ノ上ニマロヒ懸リ、炎ノ底ニ入<sup>ニ</sup>ケリ

【前】寿王丸簾ノきハに立たりけるを、判官、敵にとらるな、光季より先<sup>ニ</sup>自害せよといはれて、物具ぬきすてゝ、刀を抜たりけれども腹を切得ざりけり、さらバ火の中へ飛て入、しぬといはれて立入けるに、

おそろしくや思ひけむ、二三度立返り／＼しけるを、判官よひよせて、膝ニすへ、目をふさぎ、腹をかききり、火の中へなげ入て、わが身も

(中略) 西ニ向て念仏となへ、腹を切、火ニ飛入て、寿王が死がいにいだき付て、臥にけり

【古】判官カ嫡子寿王ヲ招ヒテ、時コソ能ク成リタレ、自害セヨ、云ヒツル言ニ、テ、カマヘテ能ク振ル舞へ、寿王ト云ヒケレバ、自害ハ如何

様ニ仕リ候フヤラン、只腹ヲ切レトソノタマヒケレバ、則チ腹卷ノ高ヒボ切テ推ノケ、直垂ノ紐トキクツロゲテ、赤木ノ柄ヲノ刀指タリケルヲ抜テ、柄ヲ取直シキリ／＼トシケルガ、流石ヲサナキ故ニヤ、無レ左右

不レ切得、父光季、アハレ自害ヤ仕損ゼンズラント思テ、如何ニ寿王、

火コソヨケレ、火へ入レカシトイヘバ、ツイ立チ、刀持ナカラ、火ニ飛

入ントシケルガ、度々焰ヲ顔ニ被ニ吹懸一、幾ク程ノガレンドテ走

帰々々、二三度ガ程ハシタリケル、光季是ヲ見ルニ、目モクレス、寿

王サラバ爰へ寄レトテ、左ノ方ニスヘテ、片手ヲバ取り組ミ、片手ヲバ

膝ニヲキ、寿王ガ貌ヲツクツクト守リ、(光季口説)暫ク守リテ、敵ハ

手イタクヨル、サリトテハト思ヒケレバ、ツカシニ引キ寄、首搔切テ、

首トムクロヲ後口様ニ炎ノ中へ投ヶ入レテ、二タ目共不レ見、(中略)念

仏高ラカニ三十返計リ申ケルカ、腹搔切テ、寿王ガヤケ、ルニ飛加リ、打重テソ焼ニケル

諸本に一致なし。これ迄もさうだが、父の自害を寿王に見届けさせ

る等、『神明鏡』所収記事では、終始寿王丸に合戦の主導権を握らせて

ゐるのが際だつた特徴である。けなげに父と共に死を共にすると云つたもの、最期に躊躇してしまふ、いたいけさが、読者の涙を誘ふ現

存本と、寿王の形象が大きく異なつてゐる。これを一つは『神明鏡』

作者の趣向と見る可能性がある。能『光季』は、古活字本によつて作られた作品であるが、

いかにや寿王、同じ道にといざなひければ、心得たりとて刀を抜き持ち、口にくはへ、椽より下に落ちければ、寿王が上にとび重つて、腹切り死ぬる光季がふるまひを、ほめぬ人こそなかりけれ、

（13）

く

と、幼年を思はせない壯絶な最期を寿王に遂げさせてゐる。無論、能に於ける比較的自由な改変と同一視は出来ないだらう。此処では依拠した文献が、寿王主導の合戦を描いてゐた可能性のある事を指摘すべきである

(4) 此由鎌倉ニ聞ヘケレハ、義時カ嫡子武藏守泰時ヲ大将ニテ卅万騎ノ勢ヲ差上ス、宇治・勢田ニ於テ官軍支シカ一「共」、大勢ナレハ都ニ打入テ、所々ノ合戦ニ打勝テ、院ヲ奉取一、2「関」東ヘ3「注」進申

一校異一永一「トモ(合字)」、2永一なし、朱で「関」を傍書、3永

「住」、朱で人偏の上に「シ」を重ね書きする、彰一「住」

【慈】山道・海道・北陸道、三ノ道ヨリ十九万騎ニテ上スヘシ

【前】三の道より十九万余騎ぞ上せられける

【古】東海道十万余騎、東山道五万余騎・北陸道四万余騎、共ニ三ツノ道ヨリ十九万余騎ゾ上セラレケル

『東鏡』各東海・東山・北陸分三道、可上洛之由、定下之、軍士惣十  
九万騎也（承久三年五月二十三日条）

軍勢の総数は、現存諸本は『東鏡』に近く、他の史書も「二十万八千騎」（『保暦間記』）で『神明鏡』に一致しない。宇治・勢田の合戦は略述個所であるが、慈光寺本は持たない。

(5) 義時已下評定有<sup>a</sup>、隱岐國へ可奉流<sup>b</sup>ト申上ケレハ、隱岐國ヘソ奉流ケル

【慈】(義時)去間、御返事ニハ(中略)本院ヲハ、同王土トイヘトモ、遙ニ離タル隱岐國へ流シマイラスヘシ

【前】評定有ヘシとて、(中略)院々宮々をハ遠国へななし奉るへし(中略)十三日<sup>c</sup>六はらより時氏・時盛参て、隱岐國へ迁し奉るべきよしを申

【古】同<sup>d</sup>十二日、隱岐<sup>e</sup>國へ移シ可レ奉ト聞ヘシカバ

関東の評定に言及するのは前田本であるが、そこでは後鳥羽院の配流先は言及されてゐない。

(6) 摂州兒屋野宿<sup>f</sup><sub>テ</sub>「萱」屋ナルヲ見玉子

<sup>2</sup>「ハ」

限アレハカヤカ軒。<sup>g</sup>ノ月モミツシラヌハ人ノ行末ノ空

【校異】1永——「昔」——と云ふ字。朱で「萱」を傍書、2永——なし、彰本文、3永——なし。

諸本該当記事なし。この歌は『遠嶋百首』三・四類本に見えるが、詞書はない。されば何に依拠したか不明であるが、物語の一部として改変され、補はれた可能性がある。

(7) 又出雲国三穂崎ト云所<sup>h</sup>「付玉テ、渡海ノ順風<sup>i</sup>待ケル時、都ノ事思食出<sup>j</sup>」「、

<sup>a</sup>見セハヤナウキミヲサキノ浜千鳥泣タシホル袖ノケンキヲ

【校異】1永——「ニ」、2永——「テ」

【慈】なし

【前】出雲国大うらと云所につかせ給ふ、見尾崎と云所あり、それよ

り都へ使有ければ、修明門院ニ御消息あり、

しるらめやうき身を崎の浜千鳥塙<sup>k</sup>ひもあへぬ袖のけしきを

【古】出雲ノ國大八カ浦ト云フ所ニ付セ給フ、見尾崎ト云フ所也、其ヨリ修明門院へ御書ヲ進ラセ給フ

シルラメヤ浮身ヲ崎ノ浜千鳥泣タシホル袖ノケシキヲ

『東鏡』上皇著御于出雲国大浜湊、於此所遷坐御船、御共勇士等給暇、大略以帰洛、付彼便風、被獻御歌於七條院并修明門院等云々

タラチメノ消ヤラテマツ露ノ身ヲ風ヨリサキニイカテトハマシシルラメヤ憂メヲミヲ浦千鳥嶋タシホル袖ノケシキヲ(七月二十六日条)

『六代勝事記』いつもの國におほはまといふ所につかせ給ひぬれば、(中略)

しるらめやうきせをみほの浦ちとりなくくしほる袖のけしきを<sup>l</sup>

現存諸本・『六代勝事記』・『東鏡』等、全て<sup>a</sup>の初句が一致するが、詠歌の動機同様『神明鏡』は異なる。和歌の他の句が一致するのは古活字本である。

(8) 隱岐嶋<sup>m</sup>御座有、都ノ事ノミ思食出、誠ニ為方ナクコソ我ソ此新島守ヨラキノ海ノ荒キ浪風心<sup>n</sup>「モ」テフケ

【校異】1永——なし、朱で「モ」を傍書、

【慈】なし

【前】かくて日数重なれハ、隱岐國へぞつかせ給ふ、是なん御所とて入奉るを御覽ずれば、あさましげなる筈ふきの薦の天井、竹の簾子也、をのづから障子の絵などに、かゝる住ヰかきたるを御覽ぜしより外ハ、いつか御目にも懸へき、唯是ハ生をかへたるかと思召すも添し

我こそは新島守よおきの海のあらき浪風心してふけ

【古】海水岸ヲ洗ヒ、大風木ヲワタル事、尤トモ烈シカリケレバ

我コソハ新島モリヨ<sup>ヲキ</sup>澳ノ海ノアラキナミカセ心シテフケ

『増鏡』潮風のいとこちたく吹来るをきこしめして

我こそは新島もりよ隱岐の海の荒き浪かぜ心して吹け

前掲の院の『遠島百首』諸本も同じで、『神明鏡』の初句が諸本・他

の史料と異なる。

<sup>1</sup> 「七歎」

(9) 母公条修明門院カノ嶋ノ御有様ヲ常ニ被思食及<sup>テ</sup>、<sup>2</sup> 「悲」ノ余

ニ

<sup>3</sup> 「荻歎」

萩ノ葉ニ中々風ノタヘネタ、カヨヘ<sup>4</sup> 「□」コソハ露モコホルレ  
〔校異〕 1永—なし、2永—「非」の下に朱で心を補ふ、3永—なし、  
彰—「荻力」、4永・彰—「ハ」

【慈】なし

【前】七条女院（中略）今一度法皇を見進せバやと歎かせ給ふとき」

しめして、法皇

たらちねのきえやられて待露の身を風よりさきにいきてをかまし  
七条女院御返し

萩のハ、中々風のたえねかしかよへハこそハつゆもこほるれ

【古】七条ノ女院、老タル御身ニハ、イツ共期セヌ都返り、今日ヤ明日ヤト思召シ、御嘆キノ色、日ニ隨ヒテ増<sup>ヲ</sup>セ給ヒツ、思召沈マセ給

フ由、聞シ召シ及ビテ、隱岐ノ御所ヨリ、

タラチメノタエヤラテ待<sup>ツ</sup>露ノ身ヲ風ヨリ先ニ争テトハマシ

七条院御返事、

中／＼ニ荻吹クカゼノ絶ネカシ音信クレバ露ゾコボル、

此處でも和歌は完全に一致しない。又、この七条院の和歌は後鳥羽院の和歌への返歌であるが、それが全く言及されてゐない。和歌の内容から云つても後鳥羽院の音信を前提としてゐるから、『神明鏡』の記事がそれを略した本文の可能性がある。

『神明鏡』所引の承久の乱記事は、大きく乱の原因、光季最期、後鳥

羽院流罪の三より成立してゐるが、『承久記』に見える中途の大井の渡し、宇治・勢多の合戦、官軍とその一門の敗亡譚には殆ど言及してゐない。又現存本との本文の一一致は皆無であつた。これからすれば『承久記』との関係に疑問が持たれるが、光季最期の合戦の描写が記録・歴史物語ではなく、軍記物語に特徴的な表現であること、又慈光寺本が宇治・勢多合戦、後鳥羽院配流譚を持たない様に、現存の『承久記』間の諸本の差違が大きい事から考へて、これが未知の『承久記』よりの引用である可能性は十分認められるであらう。

### 三、『神明鏡』承久の乱記事の寿王像

慈光寺本・前田本・古活字本それぞれの独自記事を有するが、前掲の通り、光季最期で寿王丸が合戦を主導し、子供らしさを完全に逸してゐるのが『神明鏡』の顯著な特徴であつた。これを果たして未知の『承久記』の記事と認定出来るだらうか。

中世軍記では子供の造型に、諸本で相異の有る例を指摘出来る。久保田淳氏が指摘するが、『保元物語』（為義四小兒）・『平治物語』（今

若・乙若)では、いたいけさを残す伝本と、対照的に大人しさ、賢さを強調する伝本に分かれる。

六子母の顔をたのもしけに見あけて、なかてよくく申てたへやと<sup>a</sup>「云ければ、只今までよに心強気におハしける大式殿も、けなけなる子か詞かなとて、傍にうち向て、累に涙をなかされけり(九条家本『平治物語』)

と、母を信頼し切つた様子に対し、

今若殿、敵清盛のかたへ一目、常葉が方を一めみて、泣いて物を申せばぜひも聞えぬに、なかで申させ給はで、と宣へば、平家の人々侍共、義朝の子なれば、少けれども申しつることのおそろしさよ、とてしたをふりておぢあへり(金刀比羅本『平治物語』下「常葉六波羅に参る事」)

と、母の心弱さを嗜める子供にする差異がある。これらは幼児の例であるから、戦闘での活躍は無いが、十三の年初陣した頼朝は、金刀比羅本では、

兄義平・朝長・郎等鎌田が方をみまはして、六波羅より平家や寄候らん、人にさきをせられんよりも、まづ押寄て責候はばや、との給ひければ、十三とは見えず、おとなしうぞみえられける(上「源氏勢汰への事」)

とあり、実際の戦闘では、

右兵衛佐頼朝生年十三と名乗て、敵二騎射おとし、一騎に手負せて、手にもたまらず懸られければ、義朝見給、いかにいとおしくおもはれけん、(中「待賢門の軍の事」)

とあつて奮戦してゐるが、陽明本には、相当本文が存在しないのである。

る。永積安明氏によれば、陽明本・九条家本が、金刀比羅本よりも古態を残すとされるから<sup>(19)</sup>、此処では「いたいけさ」から「大人しさ」へと性格が変化したと解する事が出来る。

室町軍記の結城合戦関連軍記では、諸本、全般的に春王・安王兄弟の大人しさを強調するが、太刀取が哀れんで、偽つて弟安王が助命されたと兄弟に告げる場面で、『鎌倉殿物語』では、安王が、

愚ナル御詫哉、持氏朝敵ト依ニテ成給フニ、我等兄弟被ニレ禁獄ニテ、

是マテ上ラン兄誅シ、弟助ヨト云フ事ハ、不レ可有

と、直ちに醒めた見方を披瀝するが、松平本『結城戦場』の安王は、一旦、

ねかはくは春王殿ともろ共に御ゆるしを蒙らは、いかはかりうれしかるへきに、五つや三つの年よりも、片時もはなれまいらせさるに、我ひとりて残てなにかせん、ともにつれさせ給へとて、弟は兄に取付、兄は弟に取付て、声も惜す啼給ふ

とあつてから、

安王なかる、泪を抑と、め、いかに春王殿、此度の御ゆるしをつくくと案るに、父持氏朝敵なれば、何の隔ての有へき

と不審するから、より自然な反応を示すであるが、寧ろ前者が古態を示すとされる<sup>(20)</sup>。されば必ず軍記の子供像が「いたいけさ」から「大人しさ」へと改変されるとは云ひがたく、現存『承久記』三本でもそれは混在するのであるが、『神明鏡』の寿王像の極端な造型は諸本に比して特殊であり、依拠本か『神明鏡』作者の工夫が決定出来ないが、後に改変されたと見て良いであらう。

(6) 此處で対照した『承久記』本文と略称は以下の通りである。

【慈】—慈光寺本。おうふうの影印本による。

【前】—前田尊経閣藏本。紙焼写真による。読み仮名は必要以外略した。

## 注

(1) 増田欣氏「太平記卷三十二と源威集—作者の視点をめぐって」

〔国文学攷〕二十、昭和三十二年十一月、後に『中世文藝比較文學論考』所収)

(2) 原水民樹氏「素材・典拠としての『保元物語』」〔国学院雑誌〕九十八ノ十二、平成九年十二月)

(3) 拙稿「神明鏡」依拠の四部合戦状本『平家物語』(上)〔山形県立米沢女子短期大学紀要〕三十三、平成十年十一月)・「同前

(中)〔山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告〕二十六、平成十一年三月)・「同前(下)」〔山形県立米沢女子短期大

学紀要〕三十四、平成十四年十二月)

(4) 「太平記成立年代の考察—神明鏡の検討から」〔中世文学〕二十一、昭和五十一年十月)

(5) 使用した本文は以下の通り。

九条家本—日本古典文学影印叢刊『保元物語 平治物語』の影印による。

島原松平文庫本—同館蔵の紙焼写真による。

金刀比羅本—日本古典文学大系『保元物語 平治物語』の翻刻による。

- (13) 「校註 謡曲叢書」三の翻刻による。
- (14) 「校註保曆間記」の影印による。
- (15) 古典文庫『中世百首歌 一二』の翻刻による。
- (16) 〔中世の文学 六代勝事記・五代帝王物語〕の翻刻による。

(17) 「平治物語」の世界—その人物造型を中心として」(『解釈と鑑賞別冊 講座平家物語』上)

(18) 島原松平本では a に「こさかしく」が入り、理解が異なる。

(19) 日本古典文学大系『保元物語 平治物語』「解説」

(20) 後藤丹治氏が指摘するが(『中世国文学研究』「結城戦場物語」解説)、大人の気遣ひに対し、同様の態度を見せる点、金刀比羅本『保元物語』下「義朝幼少の弟悉く失はるる事」の乙若像を借りるか。

(21) 共に古典文庫『結城戦場物語』(昭和五十六年刊)による。

(22) 永井義憲・林祝子氏『同前』「解説」、又梶原正昭氏『室町・戦国軍記の展望』「永享の乱関係軍記の展望」(平成十二年刊、初出  
昭和五十九年)